

## 功労クロスカントリースキー指導員規程

## (目的・資格)

第1条 この規程は、クロスカントリースキー指導員の資格取得後15年以上を経過し、当該年度の1月1日時点65歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、功労クロスカントリースキー指導員（以下、「功労指導員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めること目的とする。

## (任務)

第2条 功労指導員は、クロスカントリースキー指導員の任務に加え、主として指導員の育成・指導を補佐し、助言を与える。

## (推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なクロスカントリースキー指導員資格を保有していなければならない。推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。

## (認定)

第4条 功労指導員は、理事会において認定する。

2 功労指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

## (認定証)

第5条 功労指導員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。

## (指導員研修会の免除)

第6条 功労指導員は、クロスカントリースキー指導員研修会の受講義務が免除される。

## (資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、功労指導員の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 本連盟の規約に違反し、功労指導員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

## (登録料の納期)

第8条 第1条に定める功労指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和3年7月7日 制定

令和6年7月11日 改正